

第 9 回

定時株主総会 招集ご通知

GVA TECH

開催
日時

2026年 3月26日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催
場所

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
3階

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

GVA TECH株式会社

証券コード：298A

証券コード 298A
2026年3月11日
(電子提供措置開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目37番地5
G V A T E C H株式会社
代表取締役社長 **山 本 俊**

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://gvatech.co.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(298A)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年3月25日(水曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階

3. 目的事項

報告事項

第9期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

4. その他の

招集決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

#### ■事業報告

- ・会社の体制および方針

#### ■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

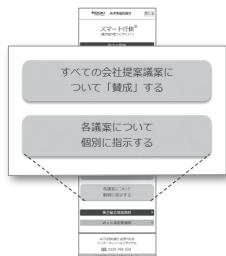
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

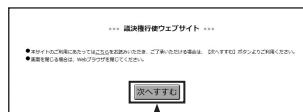
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

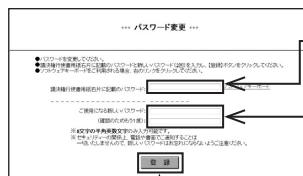
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社事業の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款の第2条の（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げ、第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「渋谷区」から「港区」に変更するものであります。

なお、現行定款の第3条の変更につきましては2027年に開催を予定する第10回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものとしたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>① (条文省略)<br>(新設)<br>②～⑤ (条文省略)<br>(新設)<br>⑥ (条文省略)<br>(新設)<br>⑦～⑧ (条文省略)<br>(新設) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>① (現行どおり)<br>② <u>コンピュータソフトウェアの開発、利用許諾及びこれらの仲介、代理業務</u><br>③～⑥ (現行どおり)<br>⑦ <u>顧客のサービス提供の促進に関する企画立案、コンサルティング及び営業活動支援業務</u><br>⑧ (現行どおり)<br>⑨ <u>書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、制作、広告、出版及び販売</u><br>⑩～⑪ (現行どおり)<br>⑫ <u>人材の募集に関する情報提供サービス</u> |

| 現 行 定 款                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)<br/> (新設)<br/> ⑨ (条文省略)<br/> (本店の所在地)<br/> 第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> | <p>⑬ 職業紹介事業<br/> ⑭ 労働者派遣事業<br/> ⑮ (現行どおり)<br/> (本店の所在地)<br/> 第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p><u>(附則)</u><br/> <u>第1条 第3条の変更は、2027年に開催を予定する第10回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                   |                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | やま もと しゅん<br>山 本 俊<br>(1983年6月28日生)    | 2010年1月<br>2010年1月<br>2012年1月<br>2017年1月<br>2022年8月                                   | 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>烏飼総合法律事務所 入所<br>弁護士法人GVA法律事務所 創業 代表弁護士就任<br>当社創業 代表取締役社長就任（現任）<br>一般社団法人AI・契約レビューテクノロジー協会<br>設立 理事就任（現任）                       | 894,843株            |
| 2         | かん ゆん そ<br>康 潤 碩<br>(1986年12月21日生)     | 2016年1月<br>2016年1月<br>2019年1月<br>2021年8月                                              | 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>弁護士法人GVA法律事務所 入所<br>同法律事務所 パートナー就任<br>当社 取締役就任 LegalTech SaaS事業部管掌<br>(現任)                                                     | 3,000株              |
| 3         | あり が ゆき かず<br>有 賀 之 和<br>(1977年7月13日生) | 2002年7月<br>2007年4月<br>2008年12月<br>2010年4月<br>2011年7月<br>2014年3月<br>2019年5月<br>2021年8月 | オン・ザ・エッジ株式会社 入社<br>株式会社フェイムス 入社<br>株式会社ベーシック 入社<br>楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>株式会社ベーシック 入社<br>株式会社フルセール 設立 代表取締役就任<br>当社入社<br>当社 取締役就任 登記事業部管掌（現任） | 一株                  |
| 4         | いた くら ゆう き<br>板 倉 侑 輝<br>(1987年3月14日生) | 2011年4月<br>2018年4月<br>2020年4月<br>2023年3月                                              | SCSK株式会社 入社<br>and factory株式会社 入社<br>BREW株式会社 取締役就任<br>当社 取締役就任 経営企画部管掌（現任）                                                                       | 一株                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5         | はた のもと ひで<br>素 野 元 秀<br>(1967年9月13日生)  | 1991年4月<br>2001年4月<br>2006年9月<br>2008年12月<br>2009年10月<br>2016年10月<br>2018年4月<br>2018年6月<br>2024年4月                    | 泉証券株式会社（現・SMBC日興証券株式会<br>社）入社<br>株式会社イーコンテクト（現・株式会社デジ<br>タルガレッジ）入社<br>同社 取締役 兼 経営企画本部長就任<br>株式会社駅探 入社<br>同社 取締役 兼 コーポレート部長就任<br>株式会社Gunosy 入社 管理部長就任<br>K I Y Oラーニング株式会社 入社<br>同社 取締役 兼 管理部長就任<br>当社 取締役就任 管理部管掌（現任）                                                     | 1,000株              |
| 6         | すが わら たかよし<br>菅 原 貴与志<br>(1960年3月18日生) | 1991年4月<br>1996年3月<br>1996年3月<br>2001年4月<br>2004年4月<br>2010年4月<br>2020年8月<br>2021年3月<br>2022年4月<br>2022年4月<br>2024年4月 | 全日本空輸株式会社 入社<br>弁護士登録（東京弁護士会）<br>弁護士法人 小林綜合法律事務所 入所（現任）<br>慶應義塾大学総合政策学部講師就任<br>同大学大学院法務研究科教授 就任<br>ANAホールディングス株式会社 上席執行役<br>員・法務部長就任<br>株式会社ケイブ 社外取締役（監査等委員）就任<br>（現任）<br>湧永製薬株式会社 社外監査役就任（現任）<br>慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任<br>（現任）<br>多摩大学大学院客員教授就任（現任）<br>当社 社外取締役就任（現任） | 一株                  |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 山本 俊氏は、当社の創業者であり、当社設立より代表取締役として経営全般、会社全体の発展、事業拡大に寄与しております。また弁護士であることから当社が属する業界知識も深く、当社の強みであるAI、ITに関する知見も豊富であります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。
- 康 潤碩氏は、弁護士として当社が属する業界知識も深く、弁護士事務所で活動していた期間を通じ、顧客企業における法務の課題に精通しております。また当社の LegalTech SaaS事業における責任者として部門全体を率いた戦略の立案、実行を行っております。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者と

- しました。
4. 有賀 之和氏は、複数のIT系企業でのマーケティングの責任者としての経験があり、また新規事業開発の実績が豊富であります。あわせて代表取締役として企業経営にかかわった経験もあり、事業発展に関する幅広い知見があります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としてしました。
  5. 板倉 侑輝氏は、大手IT企業における法務部門での経験があり、当社が属する業界の知見があります。また上場会社での管理部門、経営企画部門にいた経験からファイナンスに関する知識が豊富であります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としてしました。
  6. 秦野 元秀氏は、複数の上場企業における管理部門での取締役経験が豊富にあり、上場企業におけるガバナンスや内部統制に関する知見があります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としてしました。
  7. 菅原 貴与志氏は、社外取締役候補者であります。
  8. 菅原 貴与志氏は、弁護士の資格を有し、弁護士としての会社法や金商法の知見と経験を踏まえ、当社の事業戦略やガバナンス等に係る法的整理への意見具申及び上場会社での上席執行役員・法務部長を務めた経験等、事業会社における長期かつ豊富な経営経験を活かし、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待できるものとして社外取締役候補者としてしました。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年11カ月となります。
  9. 当社は、菅原 貴与志氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、菅原 貴与志氏が再選された場合、責任限定契約を継続する予定です。
  10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております（ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

### 【ご参考】

本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

| 氏名<br>地位         | 企業経営 | 法務・コンプライアンス | テクノロジー | セールス・マーケティング | 財務・会計・IR | 人事・労務 |
|------------------|------|-------------|--------|--------------|----------|-------|
| 山本 俊<br>代表取締役社長  | ○    | ○           | ○      |              |          |       |
| 康 潤碩<br>取締役      |      | ○           | ○      | ○            |          |       |
| 有賀之和<br>取締役      | ○    |             | ○      | ○            |          |       |
| 板倉侑輝<br>取締役      |      | ○           |        |              | ○        | ○     |
| 秦野元秀<br>取締役      |      | ○           |        |              | ○        | ○     |
| 菅原貴与志<br>独立社外取締役 |      | ○           |        |              |          |       |
| 水野智仁<br>独立社外監査役  |      |             |        |              | ○        |       |
| 酒井貴徳<br>独立社外監査役  |      | ○           |        |              |          |       |
| 礒村奈穂<br>独立社外監査役  |      |             |        |              | ○        |       |

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における我が国経済は、賃上げやインバウンド需要の回復といった明るい兆しが見られたものの、円安の影響による物価の高止まりや地政学リスクの長期化など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。こうした中、生成AI（人工知能）の急速な進化と社会実装が進み、労働人口の減少に伴う深刻な人手不足やコスト増加圧力を解決する手段として、AIを活用した抜本的な業務変革への期待がかつてない高まりを見せております。特に専門性が高く業務が属人化しやすい法務・契約領域においては、従来のデジタル化（デジタイゼーション）にとどまらず、テクノロジーを活用して業務プロセスそのものを自動化・自律化しようとする動きが加速しており、リーガルテック市場は新たな成長フェーズを迎えております。

当社は、「法とすべての活動の垣根をなくす」というパーパスのもと、以下のサービス展開を通じてこれらの課題解決に注力いたしました。

法務オートメーション『OLGA（オルガ）』:大手企業から中堅企業をターゲットとし、法務案件の受付から契約審査・管理までを一気通貫でシステム化する法務データ基盤です。法務案件の情報を自動で一元化し、ナレッジ活用を促進することで、組織全体の生産性を飛躍させるソリューションとして導入が進みました。

『GVA法人登記』および『GVA商標登録』:中小企業から小規模事業者をターゲットとした、複雑な手続きをオンラインで支援するサービスです。『GVA法人登記』においては、現在の登記情報を自動反映する技術等により、本店移転や役員変更の書類を最短7分で作成できる利便性と、自社申請による専門家委託コストの削減効果が評価されました。また『GVA商標登録』においては、区分数にかかわらず低価格な一律料金設定や、類似商標の検索から出願書類の自動作成までをオンラインで完結できる手軽さが支持されました。これらにより、人手不足やコスト削減を課題とする企業の需要を捉え、利用が拡大しました。

当事業年度におきましては、こうした旺盛なAI・法務DX需要を確実に取り込むべく、生成AIを前提としたプロダクト開発や事業開発に注力するとともに、ARR（年間経常収益）の最大化を目的とした広告宣伝費への戦略的投資や、それらを推進するための開発・営業体制の強化に継続して取り組みました。

このような取り組みの結果、当事業年度における売上高は1,483,813千円（前期比27.3%増加）、売上総利益914,281千円（前期比21.3%増加）となる一方で、営業損失302,218千円（前期は営業損失523,669千円）、経常損失317,303千円（前期は経常損失531,683千円）、当期純損失315,590千円（前期は当期純損失532,379千円）となっております。

なお、当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しています。

#### 事業の部門別売上高

| 事業別              | 売上高       | 前期比   |
|------------------|-----------|-------|
| LegalTech SaaS事業 | 816,089千円 | 36.4% |
| 登記事業             | 667,724   | 17.7  |
| 合計               | 1,483,813 | 27.3  |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、サービス提供を目的としたソフトウェアの開発やPCの取得等を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は442百万円であります。

なお、当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中に金融機関より、短期借入金100百万円、長期借入金600百万円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社は「法とすべての活動の垣根をなくす」をパーパスとし、テクノロジーを活用した法務業務を支援するITプロダクトを提供しております。私たちの社会では、企業活動や個人の行動はすべて法に支えられています。しかし法の煩雑さが垣根となり、多くの活動に制約を与えています。この垣根をなくすため、まずは大企業の法務部門や弁護士といった専門家向けに業務効率化のプロダクトを提供し市場に参入しました。その後、技術を進化させ、法務部門だけではなく、事業部門を含む全社対応のソリューションを展開しています。さらに、中小企業向けの支援も進めながら、今後は個人ユーザーまで広げ、最終的にはすべての活動から法の垣根を取り除くことを目指します。

今後の対処すべき課題については、以下のとおりと考えています。

### ①技術革新への対応

当社が属するリーガルテック業界の発展には、AI技術をはじめとした、ITの技術開発が根幹にあると考え、OLGAにおいて継続的な機能開発・機能改善に取り組んでおります。また昨今のAI技術の発展は目覚ましいものがあり、その対応にむけて、継続的な最先端の技術の研究を行うとともに、それらを事業に取り込んでいくための優秀な人材の確保は重要かつ喫緊の課題と捉えております。優秀な技能、能力を持つ人材は、同業他社、他業界のAI関連企業とも競合することから、安定的な確保は困難な状況となっておりますが、当社としては、リーガルテック業界における知名度向上を図り、魅力的で存在感のある企業であることを継続的に訴えかけるとともに、労働環境や福利厚生の充実にも取り組んでまいります。

## ②人的資本戦略の強化

当社は、持続的な成長や事業価値の向上を実現していくうえで、人材は最も重要な経営資源であると考えております。毎年積極的な採用を行い、多様性に富んだ優秀な人材を採用することで、事業の成長、企業価値向上に取り組める人材の確保と継続的な雇用の創出に努めております。

また、従業員の働き方についても、ライフステージの変化、多様化する価値観に合わせて、国籍、性別、年齢等に関係なく様々な人材が活躍できるよう、フレックス勤務、時短勤務、在宅勤務、育児休業取得等の多様な働き方を後押ししております。また従業員の成長のための教育の機会の提供や、適正な人事評価制度の導入等により、今後も優秀な人材がやりがいをもって働ける、かつ成長できる組織の構築に努めていく方針です。

## ③システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社は、顧客の取引先における契約情報等、重要な情報資産を取り扱うサービスを展開しているため、サービス提供に係るシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。そのため当社では、ISO/IEC27001:2022（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得や定期的な社員への情報セキュリティの教育を実施するとともに、情報漏洩リスクを可能な限り下げよう各種アカウントの管理を強化しております。

これらにより、より高いセキュリティレベルを求めるクライアントの期待にも応えていくことで業績の拡大にもつながるものと認識しております。今後も高度なセキュリティ環境の構築を追求してまいります。

## ④財務体質の強化および業績の黒字化

当社は、過年度において継続的な事業成長を図るため、サービスに関する開発や体制強化に伴う人員増強への投資を行った結果として、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。特に、投資を進めているOLGAは、ユーザーに継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社では、事業の拡大に伴い、OLGAの顧客拡大や単価拡大に伴いストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。今後は、売上高と利益の成長を両立させたバランス型の成長を志向しつつ、早期の当期純損失の解消および営業キャッシュ・フローの黒字化を目指します。

また、今後の成長戦略の展開に伴い、財務の充実と安定化を進めていくことが重要と考えております。これまでも第三者割当増資および借入による資金調達を実施しておりますが、今後も多様な資金調達手法を検討しながら、長期的な当社の成長を実現することに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 2022年度<br>第6期 | 2023年度<br>第7期 | 2024年度<br>第8期 | 2025年度<br>(当事業年度)<br>第9期 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 売上高            | 418,620 千円    | 728,243 千円    | 1,165,421 千円  | 1,483,813 千円             |
| 経常損失 (△)       | △296,894 千円   | △430,188 千円   | △531,683 千円   | △317,303 千円              |
| 当期純損失 (△)      | △297,141 千円   | △431,536 千円   | △532,379 千円   | △315,590 千円              |
| 1株当たり当期純損失 (△) | △114.00 円     | △137.69 円     | △144.61 円     | △68.19 円                 |
| 総資産            | 446,665 千円    | 1,018,758 千円  | 1,301,194 千円  | 1,468,440 千円             |
| 純資産            | △74,115 千円    | 333,506 千円    | 605,904 千円    | 294,697 千円               |
| 1株当たり純資産額      | △405.00 円     | △438.66 円     | 122.99 円      | 55.60 円                  |

(注) 当社は連結計算書類を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事業               | 主要製品         |
|------------------|--------------|
| LegalTech SaaS事業 | 「OLGA」の運営    |
| 登記事業             | 「GVA法人登記」の運営 |

(8) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

本社 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 69名  | 5名増       | 37.0歳 | 2.9年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2025年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社SBI新生銀行  | 383,352 千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 211,480    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 82,608     |
| 株式会社東日本銀行    | 43,700     |
| 西武信用金庫       | 8,589      |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,628,798株 (自己株式95株を含む)  
(注) 発行済株式の総数はオーバーアロットメントの売出しに関する第三者割当増資により5,900株、ストック・オプションの行使により2,400株増加しております。
- (3) 株主数 1,330名  
(4) 大株主

| 株 主 名                                  | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------|--------|---------|
| 山本 俊                                   | 894 千株 | 19.33 % |
| DB Jキャピタル投資事業有限責任組合                    | 573    | 12.40   |
| SALESFORCE VENTURES LLC.               | 257    | 5.56    |
| 株式会社SBI証券                              | 203    | 4.40    |
| MS・HAYATE 1号投資事業有限責任組合                 | 202    | 4.38    |
| 株式会社シグマクシス・ホールディングス                    | 193    | 4.18    |
| INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合 | 145    | 3.14    |
| 楽天証券株式会社共有口                            | 105    | 2.29    |
| 飯田 明人                                  | 100    | 2.16    |
| 松林 哲生                                  | 81     | 1.76    |

(注) 持株比率は自己株式 (95株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名 称                    | 第6回新株予約権                   |
|------------------------|----------------------------|
| 決議年月日                  | 2023年12月26日                |
| 新株予約権の数                | 39,000個                    |
| 保有人数                   | 2名                         |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 2名                         |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | —                          |
| 当社監査役                  | —                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 39,000株               |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                        |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり金1円                   |
| 新株予約権の行使期間             | 2025年12月27日から2033年12月26日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

| 名 称                    | 第7回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2024年6月27日               |
| 新株予約権の数                | 255,000個                 |
| 保有人数                   | 9名                       |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 5名                       |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | 1名                       |
| 当社監査役                  | 3名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 255,000株            |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                      |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり金1,033円             |
| 新株予約権の行使期間             | 2026年6月28日から2034年6月27日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| 名 称                    | 第3回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2021年7月28日               |
| 新株予約権の数                | 4,000個                   |
| 保有人数                   | 1名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 4,000株              |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                      |
| 新株予約権の発行価額             | 1個当たり金1円                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり金778円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年7月30日から2031年5月30日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下、「権利者」という）について下記（4）に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

| 名 称                    | 第5回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2022年8月16日               |
| 新株予約権の数                | 77,220個                  |
| 保有人数                   | 1名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 77,220株             |
| 新株予約権の行使の条件            | 行使の条件の定めはございません。         |
| 新株予約権の発行価額（円）          | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり金777円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2022年8月19日から2027年8月19日まで |

#### 4. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地位        | 氏名                        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                     |
|-----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | やまもと しゅん 俊<br>山 本 俊       | 弁護士法人GVA法律事務所 弁護士<br>一般社団法人AI・契約レビューテクノロジー協会 理事                                  |
| 取締役       | かん ゆん そ 碩<br>康 潤 碩        | LegalTech SaaS事業部 管掌                                                             |
| 取締役       | あり が ゆき かず 和<br>有 賀 之 和   | 登記事業部 管掌                                                                         |
| 取締役       | いた くら ゆう き 輝<br>板 倉 侑 輝   | 経営企画部 管掌                                                                         |
| 取締役       | はた の もと ひで 秀<br>泰 野 元 秀   | 管理部 管掌                                                                           |
| 取締役（社外）   | すが わら たか よ し 志<br>菅 原 貴与志 | 弁護士法人小林総合法律事務所<br>慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授<br>株式会社ケイブ 社外取締役（監査等委員）<br>湧永製菓株式会社 社外監査役 |
| 常勤監査役（社外） | みず の とも ひと 仁<br>水 野 智 仁   | 水野智仁公認会計士事務所代表<br>合同会社ワン・プロフェッショナルズ 業務執行社員                                       |
| 監査役（社外）   | さか い たか のり 徳<br>酒 井 貴 徳   | 法律事務所LEACT代表<br>合同会社LEACT代表社員<br>株式会社デジタルアスリート 社外監査役                             |
| 監査役（社外）   | いそ むら な ほ 穂<br>磯 村 奈 穂    | 磯村奈穂公認会計士事務所代表<br>WEspoir合同会社代表<br>アディッシュ株式会社 社外監査役                              |

- (注) 1. 取締役菅原貴与志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水野智仁氏、酒井貴徳氏及び磯村奈穂氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役菅原貴与志氏、監査役水野智仁氏、酒井貴徳氏及び磯村奈穂氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役山本俊氏、康潤碩氏、菅原貴与志氏及び監査役酒井貴徳氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役水野智仁氏及び磯村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計・内部統制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。（ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は除く）当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等は金銭等による基本報酬としております。当社は任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会における諮問を踏まえて、2023年3月30日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を総合的に勘案して、監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の臨時株主総会において年額2千万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 72,154<br>(1,950)  | 72,154<br>(1,950)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 6<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,954<br>(10,954) | 10,954<br>(10,954) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |

(注) 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役 菅原貴与志氏

取締役菅原貴与志氏の兼職先である弁護士法人小林綜合法律事務所、慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授、株式会社ケイブおよび湧永製薬株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 監査役 水野智仁氏

監査役水野智仁氏の兼職先である水野智仁公認会計士事務所、合同会社ワン・プロフェッショナルズと当社との間には、特別な関係はありません。

ハ. 監査役 酒井貴徳氏

監査役酒井貴徳氏の兼職先である法律事務所LEACT、合同会社LEACTおよび株式会社デジタルアスリートと当社との間には、特別な関係はありません。

ニ. 監査役 礒村奈穂氏

監査役礒村奈穂氏と礒村奈穂公認会計士事務所、WEspoir合同会社およびアディッシュ株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分     | 氏 名                    | 主な活動内容                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（社外） | すが わら たか よし<br>菅 原 貴与志 | 当事業年度において開催された取締役会15回及び報酬委員会1回の全てに出席しております。期待される役割として、弁護士としての専門的見地をいかし経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。なお、菅原貴与志氏は、取締役会の中で、当社の法務について適宜発言をし、必要な助言を行っております。 |
| 監査役（社外） | みず の とも ひと<br>水 野 智 仁  | 当事業年度において開催された取締役会15回及び監査役会14回、報酬委員会1回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                   |
| 監査役（社外） | さか い たか のり<br>酒 井 貴 徳  | 当事業年度において開催された取締役会15回及び監査役会14回、報酬委員会1回の全てに出席し、主に弁護士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                     |
| 監査役（社外） | いそ むら な ほ<br>磯 村 奈 穂   | 当事業年度において開催された取締役会15回及び監査役会14回、報酬委員会1回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                   |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

|                          | 支 払 額     |
|--------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 15,000 千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

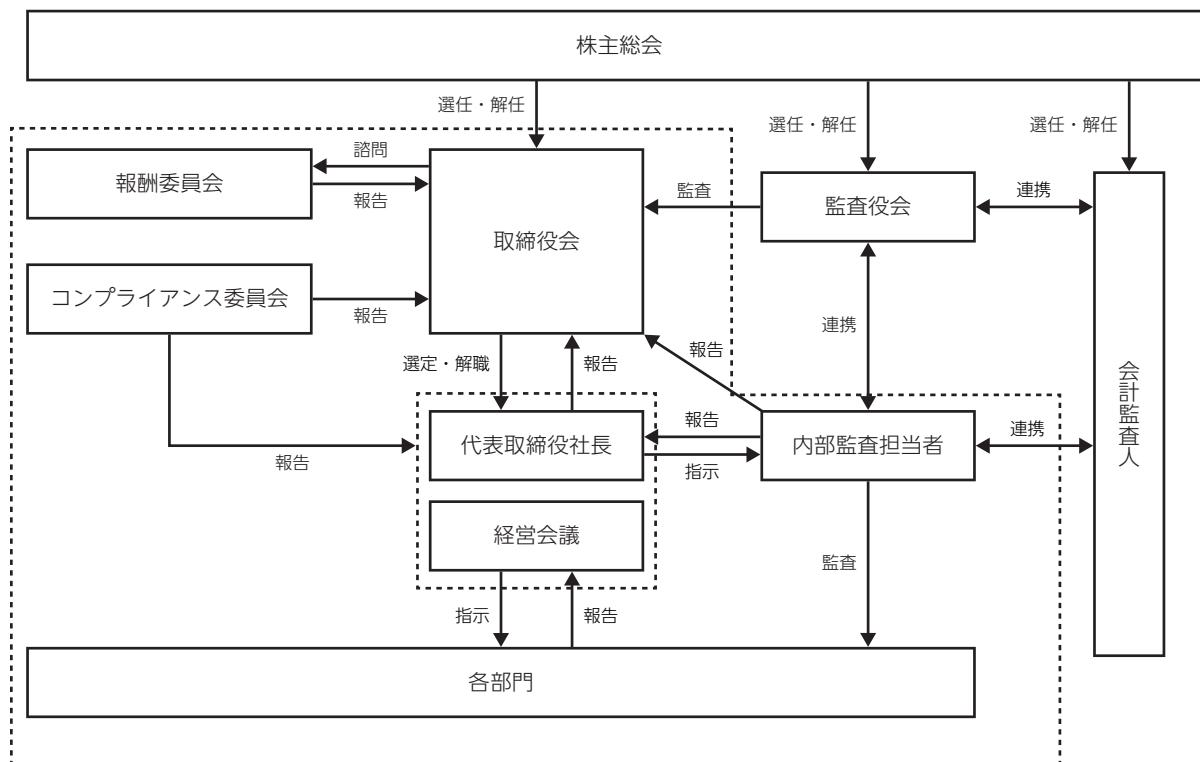
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「法とすべての活動の垣根をなくす」をパーパスとし、法律とIT技術を組み合わせた「リーガルテック」によって、法律の専門家はもちろん企業や個人も、本来やるべき業務に専念することができ、それが世の中の発展に貢献することを目指しております。そのため、長期的かつ継続的な事業の成長を通じて企業価値向上を実現し、株主、顧客、従業員をはじめとした利害関係者の利益と社会貢献に寄与し信頼を得ていくことを目標としてまいります。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を得るためには必要不可欠なものであり、重要な経営課題として積極的に取り組んでおり、今後もコーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>622,378</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>631,745</b>    |
| 現 金 及 び 預 金            | 489,890          | 買 掛 金                | 1,686             |
| 売 掛 金                  | 71,125           | 1年内返済予定の長期借入金        | 187,731           |
| 商 品                    | 23,455           | 未 払 金                | 102,512           |
| 仕 掛 品                  | 2                | 未 払 費 用              | 3,266             |
| 前 払 費 用                | 37,545           | 未 払 法 人 税 等          | 8,475             |
| そ の 他                  | 359              | 未 払 消 費 税 等          | 41,936            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>846,062</b>   | 契 約 負 債              | 280,497           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,085</b>    | 預 り 金                | 5,639             |
| 建 物                    | 1,055            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>541,998</b>    |
| 工 具 器 具 備 品            | 11,029           | 長 期 借 入 金            | 541,998           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>821,561</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,173,743</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 735,286          | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定      | 80,724           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>257,354</b>    |
| そ の 他                  | 5,550            | 資 本 金                | 409,560           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>12,415</b>    | 資 本 剰 余 金            | 1,400,662         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 3,718            | 資 本 準 備 金            | 1,400,662         |
| 長 期 前 払 費 用            | 181              | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△1,552,817</b> |
| そ の 他                  | 8,515            | そ の 他 利 益 剰 余 金      | △1,552,817        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,468,440</b> | 繰 越 利 益 剰 余 金        | △1,552,817        |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△50</b>        |
|                        |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>37,343</b>     |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>294,697</b>    |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,468,440</b>  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 1,483,813 |
| 売上原価         |        | 569,531   |
| 売上総利益        |        | 914,281   |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,216,499 |
| 営業損失         |        | 302,218   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息及び配当金    | 556    |           |
| 助成金収入        | 300    |           |
| その他の         | 274    | 1,130     |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 14,914 |           |
| 支払保証料        | 401    |           |
| その他の         | 900    | 16,216    |
| 経常損失         |        | 317,303   |
| 特別利益         |        |           |
| 新株予約権戻入益     | 306    |           |
| 固定資産売却益      | 62     | 369       |
| 税引前当期純損失     |        | 316,934   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,375  |           |
| 法人税等調整額      | △3,718 | △1,343    |
| 当期純損失        |        | 315,590   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

GVA TECH株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 横手 宏典

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 中村 謙介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GVA TECH株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

GVA TECH株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外) 水野智仁 ㊟

監査役 (社外) 酒井貴徳 ㊟

監査役 (社外) 礒村奈穂 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

〒151-0053 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号  
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階



### 交通機関のご案内

- J R線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線  
新宿駅（南口・西口）より徒歩15分
- 都営新宿線・京王新線  
新宿駅（新都心口）より徒歩7分
- 都営大江戸線  
都庁前駅（A4出口）から徒歩7分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。